

大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例（令和4年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議等)

第3条 条例第9条第1項の規定による事前協議は、事前協議申出書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 地域住民等説明会報告書（別記第3号様式）

(3) 地域住民等説明会資料

(4) 排水施設流量計算書

(5) 太陽光発電事業の実施に当たり関係法令等による許認可等を受けているときは、その許可書等の写し

(6) 別表第1に掲げる図書

(7) その他市長が必要と認める書類

2 条例第9条第2項の規定による事前協議内容の変更は、事前協議変更申出書（別記第4号様式）に前項各号に掲げる図書のうち変更の内容を明らかにするものを添えて市長に提出しなければならない。

3 条例第9条第3項の規定による通知は、事前（変更）協議終了通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(説明会の周知事項)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める事項については、別表第2に掲げるとおりとする。

(標識)

第5条 条例第11条の規則で定める標識は、事業計画策定ガイドライン（太

陽光発電) (資源エネルギー庁) に基づく事業計画の内容を記載した標識とする。

(配慮すべき事項)

第6条 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める防災及び安全に係る事項

ア 盛土及び切土面の保護 擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等により、法面の保護対策を講じること。

イ 崖地対策 崖地の近隣に太陽光発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔、崖肩沿いの排水その他の崖地の崩落対策を講じること。

ウ 湧水対策 湧水がある場合は、地下排水管の設置その他の適切な措置を講じること。

エ 軟弱地盤対策 地盤に係る調査を行い、地盤改良の実施その他の適切な措置を講じること。

オ 土砂崩れ対策 土砂災害が発生するおそれのある地域に太陽光発電設備を設置する場合は、擁壁の設置その他の安全上適切な措置を講じること。

カ 雨水排水対策 降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、別表第3に掲げる基準に基づき、排水路の改修、調整池の設置その他の適切な措置を講じること。

キ 天然ガス対策 施工(太陽光発電設備の設置に係る施工をいう。以下同じ。)前に試掘を行い、天然ガスの湧出を確認した場合は、適切な措置を講じること。

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める生活環境への配慮に係る事項

ア 騒音対策 工事車両の通行その他施工に伴う騒音又は振動について市又は地域住民等から要請があったときは、適切な対策を講じ、又パワーコンディショナー等の附属する設備は、近隣の住宅地や道路等からの距離を確保する等、当該設備による騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。

イ 除草対策 除草剤等を散布する場合は、事前に散布の日時等を地域住民等に周知するとともに、飛散を防止するための適切な措置を講じること。

ウ 緩衝帯の設置 太陽光発電設備による騒音及び振動の影響を緩和するため、別表第4に掲げる幅の緑地その他の緩衝帯を事業区域内の周囲に沿って設けること。

エ 太陽光パネルの反射光対策 事前に地域住民等の理解を得るとともに、必要に応じて、低反射太陽光パネルの採用、太陽光パネルの傾きの調整等の対策を講じること。

(3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める景観への配慮に係る事項

ア 太陽光パネルの高さ制限 太陽光パネルの高さは地盤面から2.0メートル未満とすること。ただし、営農型太陽光発電設備はこの限りでない。

イ 植栽等による対策 景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、植栽等による対策を講じること。

ウ 太陽光パネルの色彩の対策 太陽光パネルは、周囲と調和した、できる限り目立たない色彩とすること。

エ 山並み、眺望等に係る対策 尾根線上、丘陵地又は高台に太陽光発電設備を設置する場合は、周辺の景観と調和するように配慮すること。

(4) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める工事中の安全確保に係る事項

ア 工事車両等の道路使用 工事車両等の道路使用は生活道路を極力通行しないこととし、やむを得ず通行する場合は、交通誘導員の配置等の安全対策を講じるとともに、道路等を破損させた場合は、原形復旧を行うこと。

イ 土砂流出等の対策 施工に当たっては、安全を十分に確保し、市又は地域住民等から安全の確保に係る要請があったときは、これに誠意をもって対応するほか、工事中の土砂の流出及び粉じんの飛散に対する対策として、必要に応じて排水処理施設、防じんネットの設置その他の適切

な措置を講じること。

(適切な維持管理)

第7条 条例第13条の規則で定める適切な維持管理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備及び敷地については、定期的に保守点検を行うものとし、機器の故障その他の問題が発生したときは、速やかに対処し、適切な維持管理に努めること。
- (2) 太陽光発電設備の区域内に事業者及びその関係者以外の者が容易に立ち入ることがないようにフェンスの設置及び施錠等の安全対策を講じること。
- (3) 太陽光発電設備の区域内は定期的に除草、清掃に努めること。
- (4) 太陽光発電設備の破損、騒音の発生、雨水の流出その他の周辺的环境に影響を及ぼす状況が発生したときは、適切な対策を速やかに講じること。
- (5) 落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生したときは、速やかに現地を確認し、機器等の異常又は太陽光発電設備に起因すると認められる異常が発見されたときは、適切な対策を速やかに講じること。

(地位の承継)

第8条 条例第14条第1項の規定による届出は、承継届出書（別記第6号様式）により行うものとする。

(事業の廃止)

第9条 条例第15条第1項の規定による届出は、廃止届出書（別記第7号様式）により行うものとする。

(立入調査等)

第10条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第8号様式）によるものとする。

(指導、助言又は勧告)

第11条 条例第18条第1項に規定する指導及び助言は、太陽光発電事業指導助言通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

2 条例第18条第2項に規定する勧告は、太陽光発電事業改善勧告書（別記第10号様式）により行うものとする。

3 条例第18条第3項に規定する報告は、太陽光発電事業改善報告書（別記第11号様式）により行わなければならない。

（公表）

第12条 条例第19条第1項に規定する公表は、大網白里市公告式条例（昭和29年条例第1号）の規定による掲示その他市長が適当と認める方法によるものとする。

（弁明の機会の付与）

第13条 条例第19条第2項の規定により意見を求める場合は、大網白里市行政手続条例（平成11年条例第3号）第3章第3節に規定する弁明の機会の付与の例によるものとする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条第1項第6号）

図書の種類	縮尺	備考
位置図	2,500分の1程度	
現況図	2,500分の1以上	・地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の状況を記入
土地利用計画図	1,000分の1以上	・地形、事業区域、道路名称を記入 ・太陽光発電設備、排水施設、植栽、柵等の計画を記入
太陽光発電設備構造図		・太陽光発電設備の構造（立面）等
土地造成計画平面図	1,000分の1以上	
土地造成計画断面図 （縦断面図、横断面図）	1,000分の1以上	
排水施設計画図、経路図、構造図	1,000分の1以上	・事業区域内及び放流先までの排水施設、経路、排水施設の構造等を記入 （土地利用計画図で記入している場合は不要）

別表第2（第4条）

種別	周知事項
太陽光発電事業に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名 ・ 事業者名（住所、連絡先等） ・ 工事施工業者名（住所、連絡先等） ・ 事業区域（所在地、面積等） ・ 発電事業の内容（太陽光発電設備の出力、年間発電量等） ・ 事業実施の期間 ・ 事業計画の認定
太陽光発電設備の設置に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域の位置、範囲 ・ 太陽光パネル、緩衝帯等の配置計画 ・ 太陽光パネル等の構造 ・ 土地造成の計画 ・ 排水施設の計画 ・ 安全柵の計画（配置や高さ、構造）
施工に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の期間、作業時間 ・ 工事車両の経路 ・ 工事の安全対策 ・ 工事の騒音対策
生活環境への配慮に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音による影響、対策 ・ 電波障害による影響、対策 ・ 反射光による影響、対策 ・ 景観への影響、対策
運用、管理に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検の計画 ・ 維持管理の計画 ・ 災害への対応 ・ 異常、破損、事故等への対応 ・ 事業廃止後の撤去、処分計画

別表第3（第6条第1号カ）

排水路の改修	<p>排水施設の断面は（ア）により算定される雨水流出量（Q）の1.2倍以上の排水が可能であること。</p> <p>排水施設の流量（Q1）は（イ）により算定され、流速は原則として（ウ）マニング式により求められていること。</p> <p>（ア）雨水流出量の算定</p> $Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$ <p>Q：雨水流出量（m³/sec） C：流出係数 I：降雨強度（mm/h） A：集水区域面積（ha）</p> <p>（イ）排水施設の流量の算定</p> $Q1 = a \times V$ <p>Q1：流量（m³/sec） a：通水断面面積（m²） V：流速（m/sec）</p> <p>（ウ）平均流速の算定（マニング式）</p> $V = 1 / n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$ <p>n：粗度係数 R：径深（m）= A / p A：流水断面面積（m²） p：潤辺長（m） I：水路勾配</p>	
流出係数 (C)	太陽光パネル等	0.90～1.00
	屋根	0.85～0.95
	道路	0.80～0.90
	水面	1.00
	間地	0.10～0.30
	芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
	勾配のゆるい山地	0.20～0.40

	勾配の急な山地	0.40～0.60
降雨強度 (I)	降雨強度は10年に1度の確率とし、千葉県林地開発許可審査基準及び千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引を参考として算出する。	
管理者の協議	雨水を既存の水路又は河川等へ放流する場合は、放流先水路、河川の施設管理者及び水利組合等と協議を行うこと。	
調整池の設置その他の適切な措置	排水流末を他の排水施設に接続することが困難又は接続する排水施設の能力が不足する場合は、千葉県林地開発許可審査基準及び千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引を参考に算出し、調整池の設置その他適切な措置を講じること。	

別表第4（第6条第2号ウ）

事業区域面積	緩衝帯の幅
0.3ヘクタール未満	1.0メートル以上
0.3ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	2.0メートル以上
1.0ヘクタール以上	3.0メートル以上

別 記

第 1 号様式（第 3 条第 1 項）

事前協議申出書	
年 月 日	
大網白里市長 様	
事業者 住 所 氏 名 電話番号	
（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例第 9 条第 1 項の 規定により、次のとおり協議します。	
事 業 名	
事業区域の所在地	大網白里市
事業区域の面積	m ²
太陽光発電設備の出力	k W
工事施工者	住 所 氏 名 電話番号
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)

※添付書類

大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例施行規則第 3 条
第 1 項各号に規定する図書を添付すること。

第2号様式（第3条第1項第1号）

年 月 日

事業計画書

事業名	
事業者住所	
事業者氏名	
連絡先	
設計者名	
事業区域の所在地	大網白里市
事業区域の面積	m ²
太陽光発電設備の出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
太陽光発電設備の高さ	m
接続道路名及び幅員	道路名 幅員 m
森林伐採の有無	有（保安林・民有林・それ以外）・無 伐採規模 m ²
埋立ての有無	有（農地・それ以外）・無 埋立規模 m ²
農地転用の有無	有・無
雨水排水方法	放流先：有（河川・排水路・それ以外）・無 排水方法：
関係法令等の手続き	

第3号様式（第3条第1項第2号）

年 月 日

地域住民等説明会報告書

地域住民等説明会を開催したので、次のとおり報告します。

事業名	
事業区域の所在地	大網白里市
説明会開催日時	年 月 日（回目） 時 分
説明会開催場所	
説明会開催を周知した地域住民等	(氏名・住所等)
説明会参加者 (事業者)	
説明会参加者 (地域住民等)	(氏名・住所等)
参加していない地域住民等への対応	
説明の内容	
地域住民等の意見・要望等の内容	
意見・要望等に対する回答の内容	

※地域住民等説明会で、配布や提示した資料を添付すること。

第4号様式（第3条第2項）

<p style="margin: 0;">事前協議変更申出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">大網白里市長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">事業者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例第9条第2項の 規定により、下記事業の変更について次のとおり協議します。</p>			
当初協議	第 号 年 月 日		
事業名			
事業区域の所在地	大網白里市		
事業区域の面積	m ²		
太陽光発電施設の出 力	kW		
変 更 内 容	内容	変更前	変更後

※添付書類

大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例施行規則第3条
第1項各号に規定する図書のうち、変更に係るものを添付すること。

第5号様式（第3条第3項）

第 号
年 月 日

様

大網白里市長

事前（変更）協議終了通知書

次の事業について協議が終了したので、大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例第9条第3項の規定により通知します。

事業名	
事業区域の所在地	大網白里市
事業区域の面積	m ²
太陽光発電設備の出力	kW
市の意見	

第6号様式（第8条）

<p>承継届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大網白里市長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">地位承継者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>次のとおり事業者の地位を承継したので、大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例第14条第1項の規定により届け出ます。</p>		
被承継者 に関する 事項	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	事業名	
	事業区域の所在地	大網白里市
	事業区域の面積	m ²
	太陽光発電設備の出力	kW
承 継 年 月 日	年 月 日	
承 継 事 項		
承 継 の 理 由		

第7号様式（第9条）

廃止届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
大網白里市長 様	
事業者 住 所 氏 名 電話番号 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
次のとおり事業を廃止するので、大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例第15条第1項の規定により届け出ます。	
事 業 名	
事業区域の所在地	大網白里市
事業区域の面積	m ²
太陽光発電設備の出力	kW
工事施工者	住 所 氏 名 電話番号
廃 止 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 措 置	

第8号様式（第10条）

（表）

身 分 証 明 書			第 号
		課 名	
		職 名	
		氏 名	
		生年月日	
<p>上記の職員は、大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例第17条第1項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>			
有効期間	年 月	日から	
	年 月	日まで	
大網白里市長			印

(裏)

大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

- 第17条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において市長が命じた職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第9号様式（第11条第1項）

第 号 年 月 日	
様	
大網白里市長	
太陽光発電事業指導助言通知書	
大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり指導、助言します。	
事業名	
事業区域の所在地	大網白里市
事業区域の面積	m ²
太陽光発電設備の出力	kW
指導・助言の内容	

第10号様式（第11条第2項）

第 号 年 月 日	
様	
大網白里市長	
太陽光発電事業改善勧告書	
大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例第18条第2項の規定により、次の措置を講じるよう勧告します。	
事業名	
事業区域の所在地	大網白里市
事業区域の面積	m ²
太陽光発電施設の出力	kW
勧告の内容	
勧告の理由	

第 1 1 号様式 (第 1 1 条第 3 項)

太陽光発電事業改善報告書

年 月 日

大網白里市長 様

事業者

住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例第 1 8 条第 3 項の規定により、講じた措置について報告します。

事 業 名	
事業区域の所在地	大網白里市
事業区域の面積	m ²
太陽光発電設備の出力	k W
報 告 内 容	